

27高建管第2号
平成27年4月2日

土木部各課長
水産振興部漁港漁場課長 様
土木部各出先機関長

土木部長

土木部技術審査会設置要綱の一部改正について（通知）

このことについて、土木部技術審査会設置要綱（平成20年3月25日付け19高建管第1132号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

委員について、県の平成27年度組織改編に対応した名称に改めました。

（要綱第3条関係）

2 施行日

この改正は、平成27年4月2日から施行することとします。

土木部技術審査会設置要綱

(設置)

第1条 土木部における建設工事請負契約及び設計等業務委託契約に係る一般競争入札のうち、本庁契約と定められた案件の入札公告における技術的要件の設定等について、その公正を期するため、土木部技術審査会（以下「審査会」という。）を置き審議する。

(任務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 前条に規定する一般競争入札の入札参加資格要件の設定
- (2) 前条に規定する一般競争入札の入札参加申請者についての技術上の疑義解明
- (3) 前条に規定する一般競争入札における総合評価方式の採用、評価の方法及び決定に関すること
- (4) 前条に規定する一般競争入札における入札時又は契約後V E方式の採用及び評価に関すること

(委員)

第3条 審査会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 土木技術監
 - (2) 委員 副部長（技術職）、建設検査長、建設管理課長、技術管理課長、河川課長、防災砂防課長、道路課長、事業所管課長
- 2 第2条第3号又は第4号の審議においては、前項第2号の委員のうち河川課長、防災砂防課長及び道路課長は除き、関係出先機関長その他委員長が指名する者を加えることができる。
- 3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。委員長が長期間不在の場合において、緊急に審査会を開催する必要があるときも同様とする。

(会議)

第4条 審査会は委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 審議進行は、委員長が行う。
- 3 審査会は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、意見聴取することができる。
- 4 審査会を開催するいとまがないときは、持ち回り決裁により審査会に代えることができる。
- 5 前項の持ち回り決裁は、委員長及び委員の過半数の署名によって行う。

(事務局)

第5条 審査会の事務局は建設管理課（契約担当）に置き、その事務を処理する。

(本庁で入札を行うその他の案件の審査会)

第6条 第1条以外の一般競争入札で建設管理課（契約担当）が入札を行う総合評価方式又は入札時若しくは契約後V E方式以外の案件の技術審査会については、次の委員により第2条第1

号及び第2号の審議を行う。ただし、他部局からの依頼により建築課が設計を担当する場合の事業所管課は建築課とし、必要に応じて関係課室に出席を求める。

建設管理課長、建設管理課長補佐（技術職）、建設管理課契約担当チーフ、事業所管課長、事業所管課長補佐（技術職）、事業所管課担当チーフ

- 2 第1条以外の一般競争入札で建設管理課（契約担当）が入札を行う総合評価方式又は入札時若しくは契約後VE方式の案件は、審査会が第2条の審議を行う。
- 3 第1項の技術審査会の議事進行は建設管理課長が行い、建設管理課長が不在のときは、建設管理課長補佐（技術職）が行う。
- 4 第1項の技術審査会は、建設管理課長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 第4条第3項から第5項及び前条の規定は、第1項の技術審査会に準用する。

（定型的案件の審議）

第7条 審査会において、あらかじめ定型的な案件に係る入札参加資格要件等を設定した場合は、個別の案件ごとに審議することを要しないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

別記

〇〇土木事務所技術審査会設置要領（準則）

（設置）

第1条 〇〇土木事務所における建設工事請負契約及び設計等業務委託契約に係る一般競争入札の入札公告に際しての技術的要件の設定等について、その公正を期するため、〇〇土木事務所技術審査会（以下「審査会」という。）を置き審議する。

（任務）

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）前条に規定する一般競争入札の入札参加資格要件の設定
- （2）前条に規定する一般競争入札の入札参加申請者についての技術上の疑義解明
- （3）前条に規定する一般競争入札における総合評価方式の採用、評価方法及び決定に関すること
- （4）前条に規定する一般競争入札における入札時又は契約後V E方式の採用及び評価に関すること

（委員）

第3条 審査会の委員は、次のとおりとする。

- （1）委員長 土木事務所長
 - （2）副委員長 所内事務所長
 - （3）委員 事務次長、技術次長（土木事務所及び工事執行事務所）、技査（土木事務所及び工事執行事務所）、担当工務課長（土木事務所及び工事執行事務所）
- 3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名した者をもって委員長に充てる。

注 委員構成は必要に応じて変更する。

（会議）

第4条 審査会は委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 審議進行は、委員長が行う。
- 3 審査会は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、意見聴取することができる。
- 4 審査会を開催するいとまがないときは、持ち回り決裁により審査会に代えることができる。
- 5 前項の持ち回り決裁は、委員長及び委員の過半数の署名によって行う。

（事務局）

第5条 審査会の事務局は〇〇土木事務所（〇〇課）に置き、その事務を処理する。

（定型的案件の審議）

第6条 審査会において、あらかじめ定型的な案件に係る入札参加資格要件等を設定した場合は、

個別の案件ごとに審議することを要しないものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

土木部技術審査会設置要綱新旧対照表

新	旧
<p>(委員) 第3条 審査会の委員は、次のとおりとする。 (1) 委員長 土木技術監 (2) 委員 副部長(技術職)、建設検査長、建設管理課長、<u>技術管理課長</u>、河川課長、 防災砂防課長、道路課長、事業所管課長 2 (以下省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成27年4月2日から施行する。</u></p>	<p>(委員) 第3条 審査会の委員は、次のとおりとする。 (1) 委員長 土木技術監 (2) 委員 副部長(技術職)、建設検査長、建設管理課長、<u>建設検査課長</u>、河川課長、 防災砂防課長、道路課長、事業所管課長 2 (以下省略)</p>